

役員・評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人すこやか福祉会

2017年 3月22日制定

2017年 6月21日改定

2017年11月14日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の3第1項及び社会福祉法人すこやか福祉会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、報酬・賞与其他の名称にかかわらず、職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。

(2) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

2 費用の弁償については、社会福祉法人すこやか福祉会役員・評議員等の費用弁償に関する規程に基づき支給する。

(本規程の準用)

第5条 この規程は、役員及び評議員以外の評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員、運営協議会委員にも準用するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。